

理 由 書

本理由書は、都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定に基づき、東松山都市計画道路の変更についての理由を示したものです。

I 東松山都市計画区域の位置等

東松山都市計画区域は都心から約50km圏、埼玉県の中東部に位置しています。

また、東松山都市計画区域に含まれる土地の区域は、東松山市、嵐山町、滑川町及び吉見町の行政区域の全域です。

【3・3・5号駅前西通線】

本路線は東松山市箭弓町二丁目を起点とし、東松山市大字石橋字小林に至る延長約1,560m、幅員22mの幹線街路です。

II 変更の理由

人口減少をはじめとした社会状況の変化を踏まえ、将来の交通需要等を勘案し、駅前西通線の幅員構成について検証をした結果、一部区間の幅員を変更するものです。

III 変更の内容

名称	延長	車線数	幅員	変更内容
3・4・5号駅前西通線 (3・3・5号駅前西通線)	約1,560m	2車線	19m (22m)	・一部区間の幅員の変更

括弧内は変更前を示す。

IV 関連する都市計画

本道路の変更とあわせ、以下の都市計画を変更する予定です。

①用途地域（東松山市決定）